

平成30年 第4回浅口市農業委員会議事録

平成30年4月18日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。
召集委員は次のとおり

出席委員 19名

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	瀬 良 靖 昌	11	田 淵 義 正	18	高 淵 末 孝
2	鍋 谷 恒 久	12	亀 岡 克 史	19	齋 藤 孝 実
3	藤 澤 義 則	13	西 山 富 雄	23	岡 邊 正 継
6	友 田 陽 勝	15	高 井 基 次	24	瀬 良 静 香
7	藤 澤 紀 郎	16	山 下 眞 治	25	山 下 康 朗
9	佐 藤 和 博	17	森 藤 堅	26	問 田 一 男
10	西 本 健 次				

欠席委員 4名

14番 平井 淳生 20番 青木 光朗 21番 伊澤 誠
22番 福田 玄

事務局出席

局長 平本 仁至 書記 板谷 俊之

会議に付した議案等

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議 事

- 議案第13号 農地法第3条関係
- 議案第14号 農地法第4条関係
- 議案第15号 農地法第5条関係
- 議案第16号 農用地利用集積計画
- 議案第17号 非農地判断（工業団地第2期分）

日程第4 報告事項

- 報告第9号 農地法第5条関係
- 報告第10号 農地法第18条の合意解約通知

日程第5 その他

開会（午前9時29分）

議 長

選挙でいろいろ農業委員の皆様方は各地域におかれて大変なご苦勞があったというふうに思いますが、無事終わりました。きょうは平井委員、青木委員、伊澤委員、福田委員がお見えになっておりませんが、19名が出席しており、定数に達しておりますので、ただいまより開会したいと思います。

これより平成30年第4回浅口市農業委員会を開会します。

本日の議事は、5議案、2報告、その他です。

先ほど申し上げましたように、きょうは19名の出席で定数に達するため委員会は成立いたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会期について。

会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしの声がありましたので、会期を本日1日と決定いたします。

日程第2、議事録署名委員の指名について。

農業委員会規則第12条第2項の規定により、議事録の署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしの声がありましたので、12番亀岡委員、13番西山委員を指名します。

また、本日の書記には、事務局職員の板谷書記を指名します。

日程第3、議事に移ります。

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、706番及び707番の件について、事務局から説明願います。

事務局

失礼します。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成30年4月18日提出。

番号706の1、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積150平方メートル。

番号706の2、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積65平方メートル。

番号707、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積44平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町地頭上、58歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、里庄町里見、86歳、農業及び鴨方町益坂、72歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は20年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は2名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は100メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考え

られます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について、10番西本委員、説明をお願いします。

委 員 10番西本です。

この件は事務局が説明したとおりで、私も現地に行って確認しました。何も問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 質疑なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第13号、706番及び707番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第13号、708番の件について、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。番号708、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積1,146平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町益坂、63歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、兵庫県宝塚市伊子志4丁目、69歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

この譲り受け人は20年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は2名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は60メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われまふ。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されまふ。したがいまふて、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまふ。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について、10番西本委員、説明をお願いします。

委 員 10番西本です。

この件も前回と同じで、何も問題ありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めまふ。

それでは、議案第13号、708番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第13号、710番の件について、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。番号710、土地の所在地、金光町下竹。地目、田。面積1,233平方メートル。

譲り受け人は、金光町下竹、68歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、金光町下竹、75歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は10年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な

な下限面積を超えており、耕作者は1名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は400メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件については私のほうから説明させていただきます。

場所は、中杉鉄工所の東側に隣接する土地です。接道もなく、不便で処分したいという譲渡人の要望があった土地でしたが、このたび譲受人と話がうまい具合に整いました。全く周囲その他については問題がありません。よろしくお願ひいたします。

この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第13号、710番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なしの声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定します。

続きまして、議案第13号、711番の件について、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。番号711の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積551平方メートル。

番号711の2、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積716平方メートル。

番号711の3、土地の所在地、金光町占見。地目、畑。面積181平方メートル。

番号711の4、土地の所在地、金光町占見。地目、畑。面積55平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見、72歳、農業。譲り渡し人は、金光町地頭下、86歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

この譲り受け人は10年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は1名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離はいずれの農地にも250メートル以内のため取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

3番藤澤委員、説明をお願いします。

委 員 3番の藤澤です。

この場所ですが、1番が柘池北の市営住宅から北へ40メートル、2番から4番がふじい歯科から北へ200メートル弱のところになります。別に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第13号、711番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第13号、712番の件について事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号712、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積731平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、84歳、会社員兼農業ほか1名。譲り渡し人は、鴨方町鴨方、70歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

この譲り受け人は15年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は3名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は500メートルのため、取得後の農地についても利用できると思われれます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について、9番佐藤委員、説明をお願いいたします。

委 員 9番佐藤です。

この場所は鴨方のコープと鴨方川とのちょうど間ぐらいになります。譲り渡し人は農機具等を持っていないので耕作ができないということで、親戚筋に依頼してつくっていただいていたんですが、そのつくっておられた方もこのたび調子が悪く耕作できないというような状況であり、譲り渡す方向になったと聞いております。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第13号、712番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第13号、713番の件について事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号713、土地の所在地、鴨方町小坂東。地目、田。面積132平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町小坂東、62歳、農業。譲り渡し人は、倉敷市藤戸町天城、38歳、会社員。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

この譲り受け人は40年間農業を営んでおり、非耕作地はありません。取得に必要な下限面積を超えており、耕作者は2名です。農業経営に必要な農機具も確保しており、通作距離は1キロメートルのため、取得後の農地についても利用できると思われ

れます。また、周辺農地にも支障を及ぼすおそれはないと判断されます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について、12番亀岡委員、説明をお願いします。

委 員 12番亀岡です。

この土地の場所は小坂東地区の農免道のところにかも川うどん直売所がありますが、ここから北へ約四、五十メートルのところの土地です。これは親子間の贈与であり特に問題ありませんので、よろしくお願いたします。

議 長 委員からただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第13号、713番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請について、703番の件について事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は3ページになります。

議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について。平成30年4月18日提出。

番号703、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積564平方メートル。転用目的は、共同住宅です。施設の概要は、共同住宅1棟、164.45平方メートル、軽量鉄骨2階建て瓦ぶき、建蔽率44.45%、駐車場12台分、194平方メートルです。

立地基準について、水管及び下水管が埋設された一定規模以上の道路に沿道し、また500メートル以内に2以上の医療機関がありますので第3種農地としております。一般基準について、資金は借入金です。転用の妨げとなる権利を有するものではありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件は深田地区であり、本来なら平井委員が担当ですが、平井委員本人が当事者となっている案件ですので、かわりに9番佐藤委員、説明をお願いします。

委 員 9番佐藤です。

場所は鴨方の鴨方クリニックの東側、約三、四十メートルになりますか。水利、土木等の許可も得ていますので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第14号、703番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

事務局長 続きまして、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請について、715番から718番までの件について、事務局から説明願います。

また、平井委員が欠席ですので、補足説明もあわせてお願いいたします。

失礼します。議案書は4ページになります。

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。平成30年4月18日提出。

番号715、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積1,120平方メートル。

番号716、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積447平方メートル。

番号717、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積195平方メートル。

番号718、土地の所在地、鴨方町深田。地目、田。面積774平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町深田、不動産業。譲り渡し人は、鴨方町深田、73歳、会社員ほか3名。転用目的は建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅9棟、729平方メートル、木造2階建てスレートぶき、建蔽率38.75%。道路547.19平方メートル、駐車場9台分、150平方メートルです。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は自己資金と借入金です。転用の妨げとなる権利を有するものはありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。開発事業に関する他法令の処理も行われています。また、申請の農地以外に目的を達成できるほかの土地はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

補足説明をします。

平井委員からは、申請地は鴨方クリニックから南へ約100メートルのところになります。土木、水利の承諾も得ており、特に問題はないと思いますとご連絡がありました。

以上です。ご審議よろしく願います。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第15号715番から718番までの件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第15号、719番の件について、事務局から説明願います。

事務局

では、説明します。

番号719の1、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積901平方メートル。

番号719の2、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積1,740平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市田ノ上新町、不動産業。譲り渡し人は、鴨方町鴨方、63歳、会社員ほか3名。転用目的は建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅10棟、548.14平方メートル、木造2階建てスレートぶき、建蔽率28.27%、道路702平方メートルです。

立地基準について、水管及び下水管が埋設された一定規模以上の道路に沿道し、また500メートル以内に2以上の医療機関がありますので第3種農地としております。一般基準について、資金は自己資金と借入金です。転用の妨げとなる権利を有するものではありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長
委員

この件について、9番佐藤委員、説明をお願いします。

9番佐藤です。

場所は、鴨方の平喜酒造の東側、鴨方川から約100メートルぐらい東になります。この譲り渡し人含めほか3名となっていますが、ほか3名さんは県外あるいは市外に在住です。この記名人の方も農機具はありませんので、耕作はできないというようなことから譲り渡すことが決まったようです。水利、土木、許可しとるみたいで、問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長
委員
議長

ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、議案第15号、719番の件についてご異議ありませんか。

委員
議長

異議なし声

異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第15号、722番の件について事務局から説明願います。

事務局

失礼します。議案書は5ページになります。

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）。平成30年4月18日提出。

番号722の1、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積4,884平方メートル。

番号722の2、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積627平方メートル。

借り受け人は、愛知県名古屋市中区丸の内3丁目、不動産業。貸出人は、鴨方町鴨

方、82歳、無職。転用目的は店舗及び露天駐車場です。施設の概要は、店舗1棟、1,906.61平方メートル。鉄骨平家建てガルバリウム鋼板ぶき、建蔽率38.67%、駐車場60台分、720平方メートルです。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は自己資金と借入金です。転用の妨げとなる権利を有するものはありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。開発事業に関する他法令の手続も行われています。また、申請の農地以外に目的を達成できるほかの土地がありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。なお、許可が適当と認められた場合、当該案件は3,000平方メートルを超える案件ですので、農地法第5条第3項の規定により次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可相当の意見を付して諮問をします。同委員会におかれましても現地確認等は行われますが、それらを経て許可が適当と認められた場合に許可書を発行することとなります。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について、9番、佐藤委員、説明をお願いします。
委 員 9番佐藤です。

この場所は磯崎建材と天草池のちょうど間にあります。貸出人は今まで農業をやっていましたが、ここ1年、高齢のためにちょっともう耕作できないという状態になってますので、このたび貸し出すというような方向になったようでございます。別に問題ないと思いますが、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第15号、722番の件についてご異議ありませんか。
委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第15号、723番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号723、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積762平方メートル。

借り受け人は、鴨方町六条院中、学校法人、貸出人は岡山市北区伊島町1丁目、80歳、医師。転用目的はその他公共施設です。施設の概要は、店舗、資料館、テラス各1棟、計153.2平方メートル、木造平家建てガルバリウム鋼板ぶき、建蔽率25.03%、駐車場12台分、150平方メートルです。

立地基準について、水管及び下水管が埋設された一定規模以上の道路に沿道し、また500メートル以内に2以上の学校施設がありますので第3種農地としております。一般基準について、資金は自己資金です。転用の妨げとなる権利を有するものはありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対

策がとられることとなっています。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 この件について、25番、山下会長代理、説明をお願いします。

委員 25番山下です。

この場所につきましては、龍王池のすぐ横でありまして、2分団2部の消防機庫のすぐほりであります。原田学園の創設者の集めた書とかそういうものを展示しようということで動いているようであります。別に問題ないと思います。よろしくご審議願いたいと思います。

議長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第15号、723番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

続きまして、議案第15号、714番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。平成30年4月18日提出。

番号714、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積112平方メートル。

借り受け人は、金光町占見新田、34歳、公務員。貸出人は、鴨方町地頭上、63歳、会社員。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、76平方メートル、木造2階で瓦ぶき、既存の宅地も考慮し、建蔽率32.72%です。

立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は借入金です。転用目的の妨げとなる権利を有するものではありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。また、申請の農地以外に目的を達成できるほかの土地はありません。

以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 この件について、10番西本委員、説明をお願いします。

委員 10番西本です。

この件はオペラハウスから北へ300メートルのところにあります。土木、水利の許可をもらっております。現地へ行って確認しましたが、特に何も問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。この件について質問はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、議案第15号、714番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。
 続きまして、議案第15号、720番の件について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。番号720の1、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。面積20平方メートル。
 番号720の2、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。面積393平方メートル。
 720の3、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。面積46平方メートル。
 借り受け人は、倉敷市玉島爪崎、38歳、会社員。貸出人は、金光町占見新田、71歳、会社員。転用目的は一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、89.43平方メートル、軽量鉄骨平家建てスレートぶき、建蔽率29.6%、駐車場2台分、39平方メートル、進入路97平方メートルです。
 立地基準について、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないのため、農地区分は第2種としております。一般基準について、資金は借入金です。転用の妨げとなる権利を有するものではありません。また、被害防除計画書により周辺農地の営農条件に支障が出ないよう対策がとられることとなっています。また、申請の農地以外に目的を達成できるほかの土地はありません。
 以上のことから、審査基準の許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について、3番藤澤委員、説明をお願いいたします。

委 員 3番の藤澤です。
 場所は、すし丸の第2駐車場から約75メートルぐらい西に面したところでございます。別に問題がないと思いますので、審議のほどよろしく願います。
 以上です。

議 長 ただいま説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、議案第15号、720番の件について、ご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。
 続きまして、議案第16号農用地利用集積計画について、事務局から説明願います。
 ただし、2番鍋谷委員、9番佐藤委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、鍋谷委員、佐藤委員には当該

案件の開始から終了まで退席していただきます。よろしく申し上げます。

(鍋谷委員、佐藤委員 退場)

議 長 それでは、事務局から。

事務局 議案書は7ページをお開きください。

議案第16号農用地利用集積計画について。平成30年4月18日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号77番から91番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は、11人です。更新件数は12件、新規件数は4件で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が5件、3年以上6年未満が9件、10年以上が2件です。地目別設定面積は、田1万3,570平方メートル、畑1,002平方メートル、計1万4,572平方メートルです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑ありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第16号農用地利用集積計画についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声があります。なので、決定いたします。

鍋谷委員、佐藤委員に入場してもらってください。

(鍋谷委員、佐藤委員 入場)

議 長 鍋谷委員、佐藤委員に報告します。

議案第16号農用地利用集積計画については承認されました。

続きまして、議案第17号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。資料は別冊のこちらのほうになります。A4が2枚の別冊のこのものになります。

では、説明します。

議案第17号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、工業団地第2期分について説明します。

非農地判断につきましては、平成30年第2回の委員会でご審議いただきましたが、このときは工業団地第2期分につきましてはリストに上げておりませんでした。農地利用状況調査の結果をもとにこのたび岡山県等への説明を行い、このたび協議が調いましたので、本日上程させていただいております。

岡山県等に対する説明の主な内容は、この付近一帯が第1種農地には該当しないとするものです。10ヘクタールを超える農地の1団は第1種農地に該当しますが、この付近の農地は山林原野化している農地が点在し、山林等で分断されており、第1種

農地には該当しないとする説明を行い、了解を得たものです。

金光町佐方地区、86筆、5万747平方メートル、鴨方町六条院東地区、25筆、2万628平方メートル、計111筆、7万1,375平方メートルになります。

これらの農地を非農地と判断するものとして上程いたしました。なお、非農地として議決をいただきましたら、前回と同様に所有者に対し非農地通知を送付し、あわせて登記地目の変更を照会し、変更を希望される場合は事務局において一括して変更を行う予定としています。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第17号農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、事務局から提出のあった判断対象地区リストのとおりご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしの声がありましたので、決定いたします。

ここで事務局から追加審議の要請がありました。

浅口市農業委員会第3条の規定により、これを認め、審議することとします。

諮問第1号農業委員会等に関する法律第16条による農業委員の辞任につき同意を求めることについて、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。資料はまた別の、本日お配りしておりました1枚物になります。

諮問第1号農業委員の辞任につき同意を求めることについて。平成30年4月18日提出。

福田委員から平成30年3月16日付、委員辞任届が提出されたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定により、福田委員の辞任について当委員会の意見を求めるものです。

辞任理由は一身上の都合です。

なお、辞任が認められた場合でも同法附則第29条の規定により委員の補充は行いません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。この件について何かありますか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、承認することに決定します。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第9号農地法第5条の規定による農地転用届について、705番の件について、事務局から説明願ひます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになります。

報告第9号農地法第5条の規定による農地転用届について（所有権移転）。平成30年4月18日提出。

番号705の1、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積87平方メートル。

番号705の2、土地の所在地、金光町占見。地目、畑。面積59平方メートル。
番号705の3、土地の所在地、金光町占見。地目、畑。面積35平方メートル。
譲り受け人は、金光町占見、40歳、会社員。譲り渡し人は、金光町占見、55歳、会社員及び金光町占見、54歳、会社員。転用目的は露天駐車場です。施設の概要は、露天駐車場181平方メートルです。農地区分は第2種です。
以上です。

議 長 この件について、3番藤澤委員、補足説明がありましたらお願いいたします。
委 員 場所ですが、これは加賀池から南へ150メートルぐらいおりたところにございます。別に問題ないと思いますが、よろしく願います。
以上です。

議 長 この件について質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑はないようですので、承認することに決定します。
続きまして、報告第10号農地法第18条の規定等による合意解約通知について、事務局から説明願います。

事務局 失礼します。議案書は11ページになります。
報告第10号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。平成30年4月18日提出。
番号704の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積141平方メートル。
番号704の2、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積172平方メートル。
借り受け人は、倉敷市茶屋町、75歳、美容師。貸出人は、鴨方町六条院中、63歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は平成20年3月5日です。
番号721、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積1,766平方メートル。
借り受け人は、鴨方町鴨方、56歳、自営業。貸出人は、鴨方町鴨方、73歳、無職。合意年月日、引き渡し年月日は平成30年3月20日です。
以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。この件について質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑はないようですので、承認することに決定します。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等ありましたらお願いいたします。

事務局 失礼します。その他について、4件ご報告いたします。
最初に、相続の届け出について。
今回の相続の届け出はゼロ件です。
次に、平成29年度の活動の点検・評価並びに平成30年度の活動目標、計画につ

いて。

次に、平成29年の活動記録の提出について。

最後に、次回の委員会につきましては、日時、5月15日火曜日午前9時30分から行います。場所はこの会議室になります。なお、5月の委員会の終了後、町域ごとの分会を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。その分会で話し合っただく内容ですけども、新制度における農業委員さん並びに推進委員さんのそれぞれの担当地区をどこにするかということが主な話し合っただく内容と考えております。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局からその他の報告がありましたが、委員の皆さんにはいかがでしょうか。何かありましたらご発言願います。

委 員 なし声

議 長 ほんなら、ないようですと、これをもちまして4月の農業委員会を終了したいと思います。

本日はご苦労さまでした。

閉会（午前10時35分）

上記顛末を記載した者は書記板谷俊之であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年4月18日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩